

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の概要

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の整備を行うため、白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第35条第3項、第36条第3項関係

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備により、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準について読替規定の整理、見直しが行われたことを受けて、改正を行うとともに一部条文について文言の整理を行うものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。